

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を見直しする制度の概要）</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずるとされているところ、平成28年に発生した熊本地震においては、令和2年度末が期限であったが、2年間延長し、令和4年度末までの期限としている。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>令和4年度末に期限を迎える、熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置について、期限の延長をしない。</p>	
関係条文	<p>地方税法第349条の3の4、附則第16条の2第11項</p> <p>地方税法施行令第52条の13の2、附則第12条の4第12項</p>	
増収見込額	<p>[平年度] 0.0</p> <p>[改正増減収額] 0.0</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>本制度については、制度開始から6年目となり令和4年度末で適用期限が到来する。本制度を活用した復興について、被災自治体にヒアリングを行ったところ、これ以上の支援要望については、確認できなかったため、本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。</p>	